

福島県再生可能エネルギーメンテナンス関連産業

参入等支援事業補助金

募集要領

申請受付期間：令和2年2月26日（水）～12月21日（月）

申請をお考えの方は、事前にお問い合わせください。

※本公募は令和2年度当初予算の成立を前提としています。予算成立状況により、内容に変更が生じる場合があります。

福島県

商工労働部 産業創出課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-8286

FAX：024-521-7932

I. 制度の概要

1 趣旨

県は、再生可能エネルギーメンテナンス関連産業への新規参入及び事業拡大を目指す県内企業による人材育成を着実に進め、今後拡大するメンテナンス需要に確実に対応できる体制を構築することを目的として、県内事業者に対し、補助金を交付します。

2 対象となる事業

対象事業は、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けている県内事業者が行う以下に示す分野に係るものが対象ですが、当該年度において同時に他の公的な補助金等の交付を受けているものは対象外とします。また、本事業で実施する研修や取得する資格は、以下に例示として記載しているような公的機関や大手メーカー等が実施・所管するものとし、研修後や資格取得後に、研修修了証や認証取得証明書等が発行されるものに限ります。

再生可能エネルギー分野

対象分野	<input type="radio"/> 太陽光 <input type="radio"/> 風力 <input type="radio"/> バイオマス <input type="radio"/> 水素 <input type="radio"/> 地中熱 <input type="radio"/> その他の再生可能エネルギー関連分野
------	--

公的機関や大手メーカー等が実施・所管する研修・資格の例示

研修	<u>※実機を用いた研修を想定</u>
資格（講習）	<input type="radio"/> 玉掛け技能講習 <input type="radio"/> 高所作業車運転技能講習 <input type="radio"/> 低圧電気取扱業務特別教育講習会 <input type="radio"/> 高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育講習 <input type="radio"/> 有機溶剤作業主任者技能講習 <input type="radio"/> 巻上げ機運転業務特別教育講習 <input type="radio"/> アーク溶接特別教育講習会

(注意) 上述は、あくまで例示であり、これらに限定されるものではありません。

3 対象者

- (1) 対象者は、県内事業者で、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けている事業者です。
- (2) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。
- ア 補助事業を的確に遂行するため、十分な管理体制が構築されていること。
 - イ 補助事業を的確に遂行するため、対象経費内の自己資金の調達を含め、十分な経理的基礎を有すること。
 - ウ 補助事業を的確に遂行するため、当該分野に関連する業務の実績又は知見を有すること。
- (3) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

4 対象経費

- (1) 対象経費は、次のとおりとします。

補助対象経費

補助対象経費	内容
受講料	講習等実施機関が定める費用
教材費	講習等実施機関が定める費用

- (2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。
- ア 補助金の交付決定日の属する年度の1月29日までに支払いが完了しない経費。
 - イ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

5 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の1月29日までとします。

6 状況報告

概ね補助事業期間の中間時期に、事業実施状況報告書により進捗状況を報告するものとします。

7 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後(毎年度)、事業実績報告書を提出しなければなりません。また、事業成果を、発表していただく場合があります。発表の時期、場所、方法等については、別途指示します。

8 補助金の額

	補助率・補助額（上限）等
トレーニングセンター等での研修費	1／2以内（上限70万円）※1社3名まで
資格取得費	1／2以内（上限10万円）※1社3名まで

9 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面（領収書等）を確認し、補助金を支払います。

10 補助事業者の義務

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 補助事業の成果の事業化に努力しなければなりません。
- (2) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分やスケジュール等の実施内容に変更が生じる場合、又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、変更等の承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11 選定方法

(1) 県が設置した「福島県再生可能エネルギー・メンテナンス関連産業参入等支援事業審査会」において書面審査を行い、選定します。

(2) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、計画書作成の際にご留意下さい。

ア 計画性

再生可能エネルギー・メンテナンス関連産業への新規参入や事業拡大計画が適切か。

イ 関連性

上述した計画と本事業で実施する研修や取得する資格との関連性があるか。

ウ 妥当性

本事業で実施する研修や取得する資格の内容や規模が妥当か。

エ 事業化・普及性

成果をもとに、ビジネスとして展開する見通しあるか。

12 スケジュール（予定）

令和2年2月26日（水）～ 12月21日（月） 申請受付期間

→原則、毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）17時までに受領したものについては、

同月内に審査し、結果（採択又は不採択）を申請者あてに通知することとします。

その後、採択、交付決定、補助事業開始

※ただし、交付決定は、令和2年4月1日以降に行います。

1.3 本事業に関する問い合わせ先

福島県商工労働部産業創出課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8286

FAX 024-521-7932

電子メール saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

II. 申請に必要な書類等

1 提出先及び問い合わせ先

福島県商工労働部産業創出課

〒960-8670 (県庁専用郵便番号)

福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8286

FAX 024-521-7932

電子メール saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

募集案内ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/maintenance202001.html>

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

2 事業計画書受付期間

受付期間 令和2年2月26日(水)～ 12月21日(月)

ただし、予算額に達した場合には、その時点で受付を終了します。

※ 表1「福島県再生可能エネルギーメンテナンス関連産業参入等支援事業補助金の提出書類」
を確認のうえ、漏れの無いようご注意ください。

3 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）について、後日申請者あて通知します。

4 公表

採択となった場合には、企業名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承願います。

表1 福島県再生可能エネルギーメンテナンス関連産業参入等支援事業補助金の提出書類

提出書類	備考
1 福島県再生可能エネルギーメンテナンス関連産業参入等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	提出部数
2 福島県再生可能エネルギーメンテナンス関連産業参入等支援事業計画書（様式第1号の別紙1） (1) 事業者の概要 (2) メンテナンス業務への参入の計画等 (3) 申請内容 (3-1) トレーニングセンター等での研修 (3-2) 資格取得 (4) 収支計画（申請年度） (5) 収支・財務状況	正本1部 副本5部
3 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の別紙2）	
4 役員一覧（様式第1号の別紙3）	
5 添付書類 (1) 会社概要 特に作成してない場合は、会社の概要が分かる内容が記載されているもの（ホームページに掲載している会社概要等）でも結構です。 (2) 申込者の法人登記簿謄本、定款及び事業報告書の写し (3) 申込日の直前2期分（決算期間が半年の場合には3期分、創業後間もない企業は創業後のものを全て）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（写し可） (4) 地域経済牽引事業計画の承認書及び收受印押印済みの承認申請書 (申請時点で承認を受けていない場合は、後日提出可。ただし、交付決定は同計画の承認後となります。) (5) 研修等プログラム又は資格講習の内容及び費用を確認できる書類 (講習等実施期間の開催通知、パンフレット等の写し) (6) 研修予定者又は資格取得予定者が正規雇用者（雇用期間の定めなし）であることを確認できる書類（雇用契約書の写し）	

※サイズは、全てA4判としてください。

※パンチ穴あけや、ホッチキス留めなどをせず、クリップ等でまとめてください。